

平成 21 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
外部監査の結果及び意見の要約

平成 22 年 1 月
川崎市包括外部監査人
丸山 邦彦

目 次

第1 外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査の視点	1
第2 外部監査の結果及び意見	
I. 公有財産の取得、管理、処分及び貸付の適切性	2
(1) 公有財産台帳への記載漏れ (監査の結果)	
(2) 定期的な実査の実施 (監査の結果)	
(3) 実態に合わせた台帳管理 (監査の結果)	
(4) 財産管理における連携の強化 (監査の結果)	
(5) 新地方公会計制度への対応 (監査意見)	
(6) 財産管理におけるアセットマネジメントの観点の導入 (監査意見)	
II. 個別施設の監査	
II-1. 市役所庁舎	3
(1) 施設の安全性の視点からみた市役所庁舎の今後のあり方 (監査意見)	
(2) 老朽化施設と保全計画 (監査の結果)	
(3) ライフサイクルコストの試算と今後の方向性 (監査意見)	
II-2. 幸区役所庁舎	4
(1) 施設の安全性の視点からみた庁舎の今後のあり方 (監査意見)	
(2) ライフサイクルコストの試算と今後の方向性 (監査意見)	
II-3. 川崎市緑ヶ丘霊園	5
(1) 財団法人川崎市公園緑地協会に対する委託契約の随意契約理由 (監査の結果)	
(2) 維持管理事業に係る委託契約の分割 (監査の結果)	
(3) 維持管理事業に係る委託契約の集約 (監査の結果)	
(4) 工事契約の見積り (監査の結果)	
(5) 霊園管理に係る指定管理者制度導入の検討 (監査意見)	
(6) 墓地管理料における受益者負担 (監査意見)	
(7) 期間に応じた霊堂使用料 (監査意見)	
(8) 霊堂の今後のあり方 (監査意見)	
(9) 長期滞納者への対応 (監査の結果)	
(10) 霊園の参拝者等の利便性向上 (監査意見)	
(11) 公営墓地に対する市民ニーズの変化 (監査意見)	

II-4. 斎苑	7
(1) 火葬設備の老朽化への対処の緊急性 (監査の結果)	
(2) 一日に稼働可能な火葬炉数を増加させることの必要性 (監査の結果)	
(3) 火葬設備以外の老朽化及び旧式化に対する修繕計画の必要性 (監査の結果)	
(4) 行政コストと施設利用料 (監査意見)	
(5) 北部斎苑の今後のあり方 (監査意見)	
II-5. 係留施設	8
(1) 千鳥町 ABC 物揚場における老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性 (監査の結果)	
(2) 千鳥町北物揚場における係留施設の閉鎖 (監査の結果)	
(3) 東扇島 ABCD 号岸壁における用途変更の必要性 (監査の結果)	
(4) 末広物揚場における用途変更の必要性 (監査の結果)	
(5) 係留施設の今後のあり方 (監査意見)	
II-6. 川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン)	10
(1) 施設の老朽化と修繕計画の必要性 (監査意見)	
(2) 無料化による展望室の活用 (監査の結果)	
(3) 会議室及び研修室の抜本的な改革 (監査の結果)	
(4) 体育室の平日稼働率の向上及び一般開放に係る開示方法 (監査の結果)	
(5) テニスコートの休日利用料の再検討及び平日の稼働率向上 (監査の結果)	
(6) 施設の目標値管理 (監査の結果)	
(7) ビーチバレー場の目標値管理 (監査意見)	
(8) 指定管理者の再委託契約 (監査意見)	
(9) 指定管理者の募集方法 (監査意見)	
(10) 行政コスト計算書の分析 (監査意見)	
(11) 映像コーナーの一般利用者促進 (監査の結果)	
(12) 港湾紹介展示コーナーへの誘導及び展示の改善 (監査の結果)	
(13) 旧喫茶室及びレストラン等の抜本的な見直し (監査の結果)	
(14) 港湾振興会館の今後のあり方 (監査意見)	
II-7. 港湾緑地	13
(1) 東扇島西公園における施設の安全管理 (監査の結果)	
(2) 東扇島西公園における緑地利用のマナー (監査意見)	
(3) ちどり公園における施設の安全管理 (監査の結果)	
(4) ちどり公園における施設の老朽化 (監査の結果)	
(5) ちどり公園における施設の維持管理 (監査意見)	
(6) 港湾緑地の今後のあり方 (監査意見)	
II-8. 学校施設 (主に施設開放)	15
(1) 特別教室の利用の増加 (監査意見)	

- (2) 全体的な利用者数・利用機会の増加（監査意見）
- (3) 文化系団体の利用者促進（監査意見）
- (4) 利用機会の公平性の確保（監査意見）
- (5) 体育館の電気代に係る受益者負担（監査意見）
- (6) 施設開放事業の今後のあり方（監査意見）

第3 外部監査の総括的意見

1. 財産管理の適切性	17
2. 公有財産の安全性	17
3. 公有財産の長寿命化	18
4. 公有財産の有効活用	19
5. 受益者負担の妥当性	20

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

一般会計における公有財産（不動産）の管理運営に関する事務の執行

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

川崎市は、公有財産（不動産）を平成21年3月31日現在、3兆4,982億円（行政財産3兆2,266億円、普通財産2,716億円）保有しているが、今後も適切に取得、管理及び処分することが求められている。なかでも、建物の耐震対策等の安全性及び維持管理コスト並びに修繕更新等の長寿命化、更に土地・建物の有効活用等が、厳しい財政状況の下、重要な課題となっている。そこで、公有財産に占める割合の高い一般会計が保有する不動産の管理運営に関する事務の執行について、支出の経済性、効率性及び有効性が図られているかどうかは、市民の関心が高いものと考え、特定の事件として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、平成20年度。必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

3. 監査の視点

(1) 財産管理の適切性

関連する法令及び条例・規則等に従い適切に取得、管理、処分及び貸付されているか。

(2) 公有財産の安全性

耐震対策等の安全性が図られているか。

(3) 公有財産の長寿命化

修繕更新等の長寿命化について検討がなされているか。

(4) 公有財産の有効性

行政目的等に応じて、支出の経済性、効率性ととも有効活用が図られているか。

(5) その他（受益者負担の妥当性等）

特定の個人・団体に利用されていないか、利用料金等が妥当か。

第2 外部監査の結果及び意見

本概要版においては、本報告書に示した外部監査の結果及び監査意見のうち主要なものを要約して記載している。

I. 公有財産の取得、管理、処分及び貸付の適切性

(1) 公有財産台帳への記載漏れ **(監査の結果)** (報告書 19 頁)

市所有の係留施設の一部(25億34百万円)が公有財産台帳に記載されていないことが検出された。ただちに台帳を修正するとともに、以下(2)から(4)のような再発防止のための体制を構築することを検討すべきである。

(2) 定期的な実査の実施 **(監査の結果)** (報告書 19 頁)

所管局において適切な現物実査を行う必要がある。実査の頻度は少なくとも年1回とし、定期的に行うべきである。公有財産台帳の管理主体である財政局は、実査の実施状況について、適時に所管局から報告を受け、適切な指示・指導を行うべきである。

(3) 実態に合わせた台帳管理 **(監査の結果)** (報告書 20 頁)

工作物の記載内容について、台帳上の種目名が幅広に過ぎるものや、数量単位が適切でないと思われるものが見受けられた。そのため、台帳の記載内容と現物の対応関係が分かりづらいものとなっており、所管局において現物実査がやりづらい、台帳の活用が難しいといった状況が生じている。現物管理の実態に合うよう記載要領を変更することが最善であるが、当面は、公有財産台帳の記事欄(備考欄)の活用や補助台帳の作成等により、台帳と現物の対応を明確にしておく必要がある。

(4) 財産管理における連携の強化 **(監査の結果)** (報告書 20 頁)

現物財産の管理責任は財産の所管局に、財産台帳の管理責任は財政局に、それぞれ帰され、両局間のコミュニケーションが不十分であると、現物財産の状況に関する情報が、財政局で把握できないという問題が生じる。財政局と所管局との連携強化を検討すべきである。

(5) 新地方公会計制度への対応 **(監査意見)** (報告書 21 頁)

新制度は、あらたに財務会計目的の固定資産台帳を整備することを求めている。これは既存の公有財産台帳とはその目的や構造等を異にするものである。実務面のコストの大きさを考慮すると、公有財産台帳の既存データを拡充する形で固定資産台帳を作成するのが効果的かつ効率的であると考えられる。固定資産台帳の作成時やシステム改良時において、両台帳の統合的な整備運用を可能とすべく検討することが望まれる。

(6) 財産管理におけるアセットマネジメントの観点の導入 **(監査意見)** (報告書 21 頁)

今後、公有財産全体の状態を定量的に把握・評価し、中長期的な予測を行うとともに、予算的制約の下で、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを、計画的かつ効率的に管理すべきというアセットマネジメントの考え方を導入することが求められる。部局単位での意思決定を脱し、部局横断的・経営戦略的なマネジメントを推進していくためには、財政局を中心に必要となる情報をピックアップして、全庁一元的に管理された「公有財産データベースシステム」に記録し、情報の共有化を図っていくことが必要である。

II. 個別施設の監査

個別施設の監査対象は、公有財産の安全性、長寿命化、有効活用等の視点から課題があると考えられる以下の 8 施設を選定した。

No.	施設名	主な所管部局
II-1	市役所庁舎	総務局総務部庁舎管理課
II-2	幸区役所庁舎	総合企画局自治政策部
II-3	川崎市緑ヶ丘霊園	環境局霊園事務所
II-4	斎苑	健康福祉局保健医療部健康増進課
II-5	係留施設	港湾局港湾経営部経営企画課
II-6	川崎市港湾振興会館	港湾局港湾経営部経営企画課
II-7	港湾緑地	港湾局港湾経営部経営企画課
II-8	学校施設	教育委員会教育環境整備推進室 生涯学習部生涯学習推進課

II-1. 市役所庁舎

(1) 施設の安全性の視点からみた市役所庁舎の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 29 頁)

これまでに実施された緊急耐震補強工事は応急措置的な対応に過ぎず、現在の状況で、市役所庁舎の耐震性に全く問題がないといえるわけではない。震災発生時には市役所庁舎が重要な情報拠点や応急復旧活動の中核拠点となること、また災害対策本部の指揮監督を行う市長及び副市長等の幹部職員が執務する場所であることから、耐震改修促進計画内で定められている平成 27 年度末までに耐震化対策を完了することが望まれる。

(2) 老朽化施設と保全計画 **(監査の結果)** (報告書 31 頁)

市役所庁舎の設備のうち、空調関連設備及び電気設備を中心として、早期に補修が必要と考えられる老朽化設備が散見される。設備等保全計画の策定においては、故障した際の業務遂行に与

える影響を考慮した計画策定が必要である。また、「本庁舎等耐震対策基本方針」を視野に入れて、計画を随時見直しながら柔軟な対応をしていく必要があると考える。

(3) ライフサイクルコストの試算と今後の方向性 **(監査意見)** (報告書 37 頁)

市役所庁舎は、中長期的には追加的な耐震補強工事の実施か庁舎建替えの選択を迫られることになる。本庁舎と同等規模の一般的な事務所建物に関する向こう 30 年間のライフサイクルコストの試算結果からは、耐震補強工事を行った場合 (58 億 56 百万円) と比較して、建物を新築した場合 (87 億 21 百万円) のほうがコスト増となることが予測される。庁舎建物については、一般的な事務所建物と仕様が異なるため、実際には、試算した金額より大きなコスト負担が発生することが考えられるが、建替えた場合には、耐震補強工事を行った場合と比べて、より大きなイニシャルコストの負担が生じる。しかし、耐震補強工事を行った場合には、老朽化設備が多くあることを踏まえると、修繕コストの負担は増加していくことが予測される。一方、庁舎建替えを行った場合には、運用コストの削減が期待できると考えられるから、ランニングコストを含めた長期的な観点からは、耐震補強工事の方がコスト負担が少ないとはいえない。市役所庁舎の今後のあり方については、建物の安全性の問題や必要となる規模、機能、また庁舎の集約化等、様々な事項と関連するため、コストの観点だけで決定すべきではないが、耐震補強工事を選択した場合と建替えを選択した場合とでは、ライフサイクルコストが異なってくることを十分に理解した上で検討することが望まれる。

II-2. 幸区役所庁舎

(1) 施設の安全性の視点からみた庁舎の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 43 頁)

これまでに実施された緊急耐震補強工事は、応急措置的な対応に過ぎない。したがって、幸区役所庁舎の耐震性に全く問題がないといえるわけではなく、建替え計画が確実に推進されることが望まれる

(2) ライフサイクルコストの試算と今後の方向性 **(監査意見)** (報告書 49 頁)

新庁舎は、平成 24 年度に建築工事を着工し、平成 26 年度から供用を開始する予定となっている。庁舎のライフサイクルコストは、多様な要素により考えられるものであるが、建築面積に着目した場合に一般的な事務所建物を想定した向こう 30 年間のライフサイクルコストの試算では、延床面積を 8,600 m² (建築可能最大面積) で建築した場合 (51 億 98 百万円) と 5,992 m² (現庁舎の延床面積) で建築した場合 (37 億 94 百万円) とでは 14 億 3 百万円の差額があり、そのうち、7 億 31 百万円がランニングコストの差額である。新庁舎の建築規模については、今後の幸区の人口推移や庁舎機能のあり方等を総合的に勘案して決定されると思われるが、ライフサイクルコストを重視した検討も望まれる。また、長寿命な庁舎を目指す上においては、特に、庁舎設

備の保守・修繕・更新等のメンテナンスコスト（保全及び修繕コスト）もランニングコストにおける重要な要素となることから、設備設計や修繕計画を策定する段階から、十分な考慮を行うべきである。

II-3. 川崎市緑ヶ丘霊園

(1) 財団法人川崎市公園緑地協会に対する委託契約の随意契約理由（監査の結果）（報告書 59 頁）

財団法人川崎市公園緑地協会に対する委託契約のうち、霊園の日常的な維持管理業務については、随意契約とする理由は乏しいと考えられるため、競争入札の対象とすべきである。

(2) 維持管理事業に係る委託契約の分割（監査の結果）（報告書 60 頁）

平成 20 年度の緑ヶ丘霊園維持管理事業費及び一般管理経費において、随意契約（見積合せ）として契約を締結した委託契約 28 件のうち、随意契約の上限金額である 1,000 千円を若干下回る契約（900 千円台）が 16 件（57.1%）存在している。それらのなかには、同内容の作業にもかかわらず前期後期のように時期を分割し、意図的に 1,000 千円未満としていると誤解を招きかねない契約も存在する。同一業者との契約が続いている委託業務については、発注単位の見直しを行い、競争性を高めて委託費の総額を削減することを検討すべきである。

(3) 維持管理事業に係る委託契約の集約（監査の結果）（報告書 61 頁）

900 千円台の契約のうち、同内容の作業を集約して意図的に 1,000 千円未満としていると誤解を招きかねない契約も存在している。適切に集約されていれば競争入札となるような契約が、随意契約の上限金額近くとなるように集約されていないかについて再度検証し、契約手続の透明性を高めるべきである。

(4) 工事契約の見積り（監査の結果）（報告書 62 頁）

平成 20 年度の緑ヶ丘霊園整備事業費に係る委託契約 11 件のうち、2,500 千円を若干下回る契約（2,400 千円台）が 3 件（27.3%）存在し、それらは同一業者が見積合せで受託している。これらのような随意契約の上限金額に近い金額のものについては、意図的に 2,500 千円未満になるようにしていると誤解を招きかねない。したがって、発注単位の見直しを行い、競争性を高めて委託費の総額を削減することを検討すべきである。

(5) 霊園管理に係る指定管理者制度導入の検討（監査意見）（報告書 62 頁）

「第 2 次川崎市行財政改革プラン」においても、霊園は指定管理者制度を活用する施設（予定）に挙げられており、また神奈川県内においては、すでに公営墓地に指定管理者制度を導入してい

る例もあるため、墓地経営に求められる安定性、継続性及び非営利性の確保に配慮しながら、指定管理者制度の導入について検討することが望まれる。

(6) 墓地管理料における受益者負担（監査意見）（報告書 68 頁）

墓地管理料は1平方メートル当たり700円であるが、一定の仮定の下に1平方メートル当たりの総コストを計算した結果1,217円となった。支出が超過する部分は、最終的には税金で賄われているため、墓地を利用している市民と利用していない市民との間の公平性を考えるべきである。なお、低水準の墓地管理料を維持するためには、委託契約の見直しを含め、より一層の維持管理費用の削減を検討すべきである。

(7) 期間に応じた霊堂使用料（監査意見）（報告書 71 頁）

一定の仮定の下、収蔵1体当たりのコストは、市の算定した5,786円に維持管理費用3,720円を加算した9,506円となり、現在の霊堂使用料5,000円の約1.9倍となった。一時的な預け場所として霊堂を利用する市民と永年使用する目的の市民が存在するにもかかわらず、霊堂使用料が一律5,000円であるため、一時使用者と永年使用者のコスト負担割合が著しく異なっている。したがって、霊堂使用料の算定に年間の維持管理費用を考慮した料金設定を行うとともに、一時使用者と永年使用者の料金に差を設ける余地もあると考える。

(8) 霊堂の今後のあり方（監査意見）（報告書 71 頁）

平成23年度に霊堂が飽和状態となることが予測されるので、収蔵可能遺骨数を増加させるために新たな納骨堂を建設するか、又はそれに代わる別形態の墓地を建設する等の対策を検討することが望まれる。その際には、利用者のニーズを把握した上で、建設費のみならず維持管理費が削減できるような手法を考えるとともに、(7)で述べたコスト計算を勘案した上で、使用料の設定を検討すべきであると考えられる。

(9) 長期滞納者への対応（監査の結果）（報告書 72 頁）

回収コストとの兼ね合いもあるが、5年間経過し時効となる前に、未納分の納付書を送付し続けるのみだけでなく、不納欠損とさせない方策を検討すべきである。また、滞納理由を調査した上であるが、悪質な滞納者に対しては、墓地使用の権利を取消し、待機している市民に対して使用権を提供する等の措置を検討すべきである。また、現状では無縁となった場合の合葬墓等が存在しないため、使用区画に埋葬されたまま管理料は滞納となり、その対策が取られていない状況である。そのため、上記のとおり使用権を取り消した場合又は無縁となった場合に備えて、具体的な方策を検討すべきである。

(10) 霊園の参拝者等の利便性向上（監査意見）（報告書 74 頁）

緑ヶ丘霊園は、公園墓地として市民に広く利用されている。高齢者から子供まで幅広い年代の

市民が訪れる霊園についても、4箇所の汲取り式トイレの水洗化を検討する必要があると考えられる。

(11) 公営墓地に対する市民ニーズの変化 **(監査意見)** (報告書 76 頁)

近年では、墓地の継承者がいない場合や、継承者がいるにもかかわらず親の墓地の問題を子供にまで負わせたくない并希望するケースが増加している。また、従来型の一般墓地や新形式墓地だけでなく、継承者不要の永代供養墓の需要が増加している等、墓地に対する意識の変化が進んでいる。今後の霊園事業を進めるにあたっては、再度市民の意識とニーズの変化を捉え、より市民にとって有用な公営墓地となるよう、具体的な対策が推進されることを期待したい。

II-4. 斎苑

(1) 火葬設備の老朽化への対処の緊急性 **(監査の結果)** (報告書 87 頁)

緊急性の高い北部斎苑の火葬設備関連については、早急に修繕すべきである。中でも火葬業務をコントロールするシーケンサ(制御基盤)は最も重要な設備のひとつであるといえるが、新式のものに改修されたのは全16基中4基についてのみであり、残りの旧式の12基は、いつ故障してもおかしくないという状況である。シーケンサは、その故障が火葬業務実施の可否に直結するため、その交換は急務である。火葬という業務の特殊性を考慮すれば、要修繕・交換箇所の緊急度は全般的に非常に高いと考えられる。そのため、優先的に予算を確保し、緊急度の高いものから順次1件でも多く修繕・交換を行っていくべきである。

(2) 一日に稼働可能な火葬炉数を増加させることの必要性 **(監査の結果)** (報告書 88 頁)

北部斎苑の常時稼働炉数8基は現状で理論的必要炉数(10.4基)に足りておらず、南部斎苑を含めても平成27年度までには足りなくなる見込みとなっている。火葬需要は年々増加しているため、一日に稼働できる炉数を増やすことも緊急の課題である。北部斎苑の火葬炉が16基中8基しか一日に稼働することができなくなっているのは、旧式の耐火レンガ製の火葬炉であるため常時メンテナンスを行う必要があることに要因がある。そのため、北部斎苑の一日に稼働可能な火葬炉数を増やすためには、北部斎苑の火葬炉を、①火葬時間が短い、②燃焼効率がよい、③メンテナンスが容易であり、修繕費も比較的安価である等のメリットを有するセラミック製に取り替えることが必要と考えられる。

(3) 火葬設備以外の老朽化及び旧式化に対する修繕計画の必要性 **(監査の結果)** (報告書 89 頁)

北部斎苑の火葬設備以外についても、外壁のタイルに亀裂が生じていたり、雨漏りのため天井に染みが見受けられる。休憩棟及び斎場棟においては、施設全体が旧式化し、今後は利用者のニ

ーズに支えられなくなる可能性がある。このような状況に陥った要因は、各資産の長寿命化等も考慮した適切な修繕及び改修計画がなかったことも挙げられる。したがって、北部斎苑については、予防保全的な視点の下、総費用を削減しつつ利便性を向上させる修繕計画等を策定することが必要であるとする。また、現在はまだ目立った不具合の発生していない南部斎苑についても、来るべき老朽化に備え施設の長寿命化を図るために、修繕計画の策定は必要不可欠である。

(4) 行政コストと施設利用料 **(監査意見)** (報告書 103 頁)

①市内居住者の利用料について

火葬事業及びそれに附随する遺体保管事業は、日本の火葬率はほぼ 100%であり、また火葬場の多くは地方公共団体が運営していることを考えると、その公共性が極めて高いといえる。現状では、火葬料は、限界費用 (4,183 円) のみを負担してもらうという考え方にに基づき決定 (12 歳以上 3,000 円) されており、そのような考え方には一定の合理性がある。しかし、火葬事業によって発生する損失の金額や近隣地方公共団体の利用料 (横浜市 10 歳以上 12,000 円) 等を考慮するならば、利用料について再度検討の余地はあると思われる。現状では決定方法に明確な根拠のない遺体保管事業の利用料 (1,000 円) も含め、検討が望まれる。

②市外居住者の利用料について

斎苑が市の公共施設であることを考慮すると、市外居住者には事業運営に係るすべての行政コストを負担してもらうという考え方もある。遺体保管事業については、利用料 (3,000 円) は行政コスト (2,736 円) に概ね近似した金額となっているため、現在の利用料は適当なものであると考えられる。火葬事業については、利用料 (12 歳以上 30,000 円) が行政コスト (48,346 円) よりも安価となっており、その損失は市民全体で負担していることとなるため、利用料については、利用 1 件当たりの行政コストを負担してもらうという考え方にに基づき、再度検討する必要がある。

(5) 北部斎苑の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 106 頁)

北部斎苑の稼働率は火葬需要の高まりに起因して、平成 27 年度以降には 100%を超えると予想されている。それにもかかわらず、火葬設備は著しく老朽化しており、多額の修繕費が掛かるばかりでなく、全 16 基のうち半数しか一日に稼働できず、火葬業務をコントロールするシーケンサもいつ故障してもおかしくない状況である。そのような状況を一刻も早く改善するために、火葬設備の取替えが必要となると考える。また、火葬設備以外においても、市民の火葬に対するニーズの変化を捉え、大規模改装工事が必要となると考えられる。そして、何よりも、これ以上の老朽化による市民サービスの低下を避けるため、北部斎苑の火葬炉の取替え及び大規模修繕について、市民、近隣住民等に周知し、理解を得る必要があると考える。

II-5. 係留施設

(1) 千鳥町 ABC 物揚場における老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性 **(監査の結果)** (報告書 116 頁)

千鳥町 ABC 物揚場は、背後の地盤の陥没が発見されたため、平成 4 年度に調査した上で平成 7 年度から改良工事を実施している。しかし、栈橋については、昭和 56 年度に建設されて以来 28 年が経過しているが、当該係留施設全体の老朽化に関する調査及び補修工事は実施されていないため、背後部分以外にも老朽化が進行していることが予想される。早急に当該係留施設全体の適切な維持管理計画を策定した上で老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修工事を行うべきである。

(2) 千鳥町北物揚場における係留施設の閉鎖 **(監査の結果)** (報告書 118 頁)

千鳥町北物揚場は、昭和 32 年に建設されて以来 52 年が経過しているが、老朽化に関する調査及び補修工事は実施されていない。また、当該調査及び補修工事に関する計画も策定されていない状況にある。当該係留施設は、相当老朽化している。当該係留施設は、現在は物揚ではなく小型船の係留のみに利用されている。これは、千鳥町北物揚場は、沖合いに位置していないこと、護岸から 10 メートルしかないため貨物の荷降ろしが不可能であること及び水深もマイナス 2 メートルしかなく係留できる船舶が限られていることが原因である。また、当該係留施設は、係留護岸として用途を変更するにしても、栈橋構造であるため大規模な工事が必要となる。このため、当該係留施設の位置及び構造を考慮すると、今後安定的に需要が見込めるかは不透明である。したがって、早急に老朽化に関する調査を実施する必要があるにしても、調査の結果、補修工事に多額の費用が見込まれる場合には、補修工事を行わずに当該係留施設の閉鎖も検討すべきである。

(3) 東扇島 ABCD 号岸壁における用途変更の必要性 **(監査の結果)** (報告書 126 頁)

東扇島 ABCD 号岸壁は、昭和 62 年に建設されて以来 22 年が経過しているが、老朽化に関する調査及び補修工事は実施されていない。また、当該調査及び補修に関する計画も策定されていない状況にある。これは、当該係留施設は、ほとんど利用されていないことから、中期的にも老朽化に関する調査及びその結果に応じた補修を行う必要性が低いと考えられているためである。しかも、東扇島 ABCD 号岸壁は、東扇島の奥まった場所に位置している上、水深もマイナス 4.5 メートルしかなく、東扇島 D 号岸壁にいたっては SOLAS フェンス及びゲートを設置したため、船舶を停泊できない状況にある。このため、当該係留施設の位置及び構造から、今後も係留施設としての利用状況が改善される可能性は低いと考えられる。現在、当該係留施設の前面の海面は、既に港湾計画上「廃棄物処理用地」として用途が位置付けされているが、今後は、このような建設後早期に需要が見込めなくなる係留施設を建設することがないように、需要予測を精緻に行うべきである。

(4) 末広物揚場における用途変更の必要性 **(監査の結果)** (報告書 129 頁)

末広物揚場は、昭和 38 年に建設されて以来 46 年が経過している。当該係留施設は、千鳥町北物揚場と同様の理由により、現在は物揚ではなく小型船の係留のみに利用されている。これらのことから、早急に調査結果を受けた補修工事計画を策定し、補修工事を実施すべきである。末広物揚場は千鳥町北物揚場と同様に、位置的に波が立たないことから、係留護岸としての需要が見込めること及び物揚場から係留護岸への用途変更の費用が構造上多額にならないことが明らかであるため、前述の調査結果を受けた補修工事計画は、係留護岸への用途変更を視野に入れて策定すべきである。

(5) 係留施設の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 133 頁)

港湾施設は、高度経済成長に伴い、1960 年代から集中的に整備された。この時期に建設された港湾施設の多くは老朽化が進行しており、今後、維持、改良及び更新に係る費用の増大が見込まれる。市の保有する港湾施設については、平成 10 年頃から港湾施設の老朽化に関する調査を随時実施し、その調査結果をもとに補修工事を進めてきている。しかし、当該調査及び補修工事は、現時点では必ずしも予防保全型のものではなく、事後保全型の面が強いと思われる。港湾施設管理を計画的に進めることにより、事後保全型から予防保全型のものに転換し、ライフサイクルコストの削減や、維持、改良及び更新に係る費用の平準化を図る必要があると思われる。

II-6. 川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン)

(1) 施設の老朽化と修繕計画の必要性 **(監査意見)** (報告書 137 頁)

港湾振興会館は竣工後 17 年が経過しており、老朽化が進行しているため、港湾局では平成 18 年度より改修計画を策定し、施設の改修に着手している。港湾振興会館の施設老朽化に対して、港湾局は修繕計画を策定しているため、それが策定されていない施設よりも対策が進んでいるといえる。しかし、当該修繕計画は、今後老朽化が進行すると思われる各種の設備について、予算の範囲内で事後保全的に修繕を計画しているのみであり、予防保全的な視点でライフサイクルコストの削減を意図したものとはいえない。そこで、税金を投入するに足る施設であるならば、有効活用を図った上で各設備の老朽化の現状を総合的に把握し、将来的な修繕コストを最小にすることを考慮した抜本的な修繕計画を策定することが強く望まれる。

(2) 無料化による展望室の活用 **(監査の結果)** (報告書 142 頁)

展望室の利用者数は、開設当初の利用者目標 15 万人には遠く及ばないものの、試験的な利用料の無料化により、平成 21 年度には 4 万 6 千人が見込まれている。利用料が無料化されれば、利用者数が増加するのは当然である。この無料化によって港湾地区を訪れる多くの市民に対し、後述の映像コーナーや港湾紹介展示コーナー等の施設を最大限に活用していくことが重要であ

ると考える。開設目的等を港湾地区に馴染みの薄い市民に理解してもらう絶好の機会だからである。したがって、単に利用者数の増加を図るばかりでなく、利用者にさらなる満足感を与え、再度利用したくなるような方策について、イベント等を含めて検討する必要があると考える。

(3) 会議室及び研修室の抜本的な改革 **(監査の結果) (報告書 146 頁)**

会議室の稼働率(14%から15%)及び研修室の稼働率(27%から28%)は極めて低く、これを民間の企業会計又は独立行政法人の公的会計に当てはめると、低稼働率の資産として減損処理が必要な状態にあるといえる。また、開設当初から稼働率が極めて低い状況を鑑みると、そもそもニーズが少ないにもかかわらず必要以上に会議室及び研修室を設置してしまったとも考えられる。いずれにしても、複数ある会議室及び研修室は、現状のすべての室数が必要であるとはいえないため、会議室及び研修室以外の利用方法を探ることが必要であると考ええる。

(4) 体育室の平日稼働率の向上及び一般開放に係る開示方法 **(監査の結果) (報告書 149 頁)**

体育室の専用利用について、平日の稼働率が32.4%であることを勘案すると、更に意欲的な目標を設定し、利用件数を増加させる余地があると考ええる。指定管理者は、平成18年度から親子向けの映画上映会を開催する等、利用の促進を図っている。今後も、体育室であるということにとらわれず、文化的なイベント等にも積極的に活用して平日の稼働率を向上させることが望まれる。また、個人利用の稼働率向上のためには、一般開放の確認方法について利用者の利便性を考慮した対応を図ることが必要であると考ええる。

(5) テニスコートの休日利用料の再検討及び平日の稼働率向上 **(監査の結果) (報告書 151 頁)**

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料(1時間当たり600円)が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、稼働率や抽選倍率も高い水準にある。港湾振興会館の利用料が安価すぎるのが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であると考ええる。

(6) 施設の目標値管理 **(監査の結果) (報告書 152 頁)**

港湾局及び指定管理者は、主に年度の利用者数及び前年度対比によって、施設の利用状況を管理している。しかし、施設利用可能数に対する目標の比率が極めて低く、特に会議室及び研修室について顕著である。これは、計画当初に、稼働率を十分に考慮することなく施設設計をしたためと考えられ、その結果、会議室及び研修室はキャパシティ過大の状態となっている。果たしてこのような過剰な施設を作る必要があったのか、開設当時の計画性が問われるところである。したがって、当該施設を今後も同様の用途で利用する前提ではあるが、現状に見合った施設の定量的な目標値を客観的かつ現実的に設定し、港湾振興会館の活性化に繋げる必要があると考える。

(7) ビーチバレー場の目標値管理 **(監査意見)** (報告書 154 頁)

ビーチバレー場は希少性が高く、プロ選手の練習場としてだけでなく市民大会にも利用される等、特定の利用者層には価値の高いものである。また、対外的にかなりの宣伝効果があると考えられる。とはいえ、今後は公営のビーチバレー場として施設を維持管理していく必要がある。冬場が課題ではあるが、他の低稼働率施設と同じ状況に陥らないよう、利用者増に向けての取組みを今後も行いつつ、市民大会の開催等のさらなる稼働率向上のための方策を検討していくことも望まれる。

(8) 指定管理者の再委託契約 **(監査意見)** (報告書 157 頁)

平成 20 年度に指定管理者が支出した物件費 1 億 61 百万円のうち、再委託費用は 1 億 38 百万円であり、その割合は 85.8%となっている。また、再委託の内容は、随意契約で①受付業務 28 百万円、②警備・設備管理 85 百万円、③清掃業務 22 百万円及び④廃棄物収集 2 百万円となっている。一般的に随意契約よりも競争入札のほうが金額の縮減が図られるものと考えられるので、市が指定管理料を決定する際には、さらなる精査を行う必要があると思われる。

(9) 指定管理者の募集方法 **(監査意見)** (報告書 158 頁)

第 2 期 (平成 21 年度から 25 年度) の応募は 1 団体となっている。募集期間を長くすること、応募が 1 団体の場合には再募集をすること及び広報の方法を見直すこと等、指定管理者の募集方法には検討の余地があるものと思われる。

(10) 行政コスト計算書の分析 **(監査意見)** (報告書 160 頁)

一定の仮定の下、平成 20 年度 4 億 90 百万円の行政コストが生じており、収益と差引きした結果、4 億 16 百万円の損失となっている。また、費用に対する収益の割合からみて、総コストの 15.1%しか回収できていないことが分かる。施設別に区分しても、それぞれの施設の利用料収入をはるかに上回る費用が発生している。建設費が 70 億円という巨額の投資であったにもかかわらず、開設当初の業績見込が甘かった上、施設の低利用とも相まって、開設当初の目的が達成されていない状況である。今後、行政コスト計算を参考に、コスト感覚を持った運営を実施することが望まれる。

(11) 映像コーナーの一般利用者促進 **(監査の結果)** (報告書 164 頁)

映像コーナーについては、小学校の社会科見学での利用度は高いものの、当該施設は社会科見学に特化した施設ではないため、今以上に一般市民が気軽に利用できる施設となるよう改善すべきである。

(12) 港湾紹介展示コーナーへの誘導及び展示の改善 **(監査の結果)** (報告書 164 頁)

港湾紹介展示コーナーについては、利用案内板から削除されている上、誘導する看板も存在し

ないため、港湾紹介展示コーナーへの案内を明瞭なものに改善し、その上で展示方法をより魅力的なものとしていくことが必要であるとする。

(13) 旧喫茶室及びレストラン等の抜本的な見直し **(監査の結果)** (報告書 164 頁)

旧喫茶室については、NPO 法人が使用許可も受けずに占有している状況にある。当該スペースは、港湾紹介展示コーナーへ繋がる導線上にあるため、過去の経緯を見直した上で当該スペースの設置物を撤去する方向で理解を求める必要があると考える。そして、市民の潜在的ニーズを十分に考慮して、当該スペースを有効活用する方策を検討すべきである。

レストランについては、使用料の免除だけでは根本的な解決にはなっていない。港湾地区には飲食をする場所が少ないため、当該レストランは、本来は港湾振興会館の付加価値を高める重要な施設であるといえる。したがって、平日に近隣の利用者が昼食をとるために利用するだけでなく、広く市民が満足できるような施設となるよう検討すべきである。

(14) 港湾振興会館の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 166 頁)

港湾振興会館の開設当初の計画を改めて検討すると、展望室、会議室及び研修室においては、当初の計画と大きく乖離がみられ、その他にも、映像コーナー、港湾紹介展示コーナー、旧喫茶室及びレストラン等、施設利用に課題がある。また、施設の老朽化が進行し、今後は更にコストは増加することが予想される。行政コストを削減するためには、ライフサイクルコストを削減するための予防的措置が必要であると考えられるが、その前提として、施設の利用状況等を踏まえつつ、市の限られた財源から当該施設にどの程度税金を投入する必要があるのかについて検討しなければならない。当該会館の今後のあり方について、広く市民にアイデアを募集することや、学識経験者等外部の委員を含めた(仮称)活性化委員会を設置し検討することも有用である。市は、今後の施設のあり方について抜本的に検討する必要があると考える。

II-7. 港湾緑地

(1) 東扇島西公園における施設の安全管理 **(監査の結果)** (報告書 169 頁)

東扇島西公園の付け根の部分には、テトラポットが置かれている。テトラポットは足場が悪く、ここへ立ち入るには護岸を乗り越え、脚立等を用いる必要があるため非常に危険である。そこで市では、テトラポットでの釣りを禁止している。しかし、視察時には2名の釣り人がいた。護岸に乗り越え禁止の張り紙があるだけで、看板にはテトラポットに関する注意はなかった。公園を利用するすべての釣り人に、立入禁止であることを周知させる対策が必要である。

(2) 東扇島西公園における緑地利用のマナー **(監査意見)** (報告書 171 頁)

市は、緑地管理者として、利用する市民や港湾就業者が楽しく緑地と親しむため、利用者のク

レーム等を汲み取って、マナー違反に関する意識啓発及び遵守の呼びかけを行う必要もあると考える。例えば、東扇島西公園には、隣接して2箇所の有料駐車場が設置されているにもかかわらず、視察時には、路上に数十台駐車されていた。路上駐車は交通事故や緊急車両の通行の妨げになる等トラブルの原因となるので、地元の警察と協力する等、対策を講じることが望ましい。また、トイレや水飲み場の横にゴミが投棄されている。東扇島西公園においては利用者にゴミの持ち帰りを要請しており、ゴミ箱を設置していない。利用者のモラルの問題でもあるが、一旦ゴミが捨てられると他の利用者も同様に捨てる可能性がある。また、可燃物を放置することは防災上も好ましくないため、対策を講じるのが望ましい。

(3) ちどり公園における施設の安全管理（監査の結果）（報告書 172 頁）

市は、ちどり公園での釣りを禁止しているにもかかわらず、視察時に釣りをしている人が散見された。海との境には、大人の胸辺りまでのフェンスを設置しているが、これを乗り越える人もいるようである。海へ転落するおそれがあり非常に危険であるため、駐車場のみならず、フェンス付近においても、釣りを禁止する看板を設置する等の対策が必要である。

(4) ちどり公園における施設の老朽化（監査の結果）（報告書 173 頁）

ちどり公園は老朽化が進行しているが、補修が進んでいない状況である。補修工事はフェンスを中心に実施しているが、すべてのフェンスをアルミ製に取替えるまでには至っていない。しかし、腐食した部分に人が乗った場合はフェンスが壊れ、怪我のおそれや海へ転落する危険がある。また、腐食孔に子供が誤って指を入れた場合は、怪我をする危険性も高いと思われる。したがって、早急に補修を検討することが必要である。

(5) ちどり公園における施設の維持管理（監査意見）（報告書 174 頁）

ちどり公園の維持管理費用は、そもそも十分な金額とはいえないにもかかわらず減少傾向にある。通常、公園の樹木は年とともに成長していくため、樹木の剪定や芝刈り等の維持管理が行き届かなくなるのは、いたしかたないところではある。「川崎市緑の基本計画」は、ちどり公園を「緑の拠点」として活性化させることを示しているが、東扇島地区の緑地整備により利用者が減少していることから、高いコストを掛けて再整備する必要性は高くないとも考えられる。とはいっても、公園設置の当初の目的である港湾就労者の休息の場として必要であり、また、公園には震災等の災害時に避難地、避難路及び延焼防止等の機能があるため、ちどり公園にもそのような機能が期待されている。したがって、安全性を確保した上で、例えば成長して管理が行き届かない樹木を伐採し、その後の維持管理費の削減に努め、改めて東扇島西公園のように市民及び港湾就業者に広く利用されるような維持管理のあり方を、検討すること等も必要と考える。

(6) 港湾緑地の今後のあり方（監査意見）（報告書 175 頁）

今後、港湾緑地は老朽化が進行し、維持管理費用が増大することが予想される。その一方で、

厳しい市の財政を考えると、港湾緑地の維持管理費用に十分な財源を確保するのは困難になると予想される。そこで、経済的かつ効果的に管理することが重要となるが、その方策として嘱託職員の雇用や、NPO 法人等との連携を検討することは有用であると考えます。

II-8. 学校施設（主に施設開放）

（1）特別教室の利用の増加（監査意見）（報告書 188 頁）

利用者数の現状を見ると、校庭及び体育館の利用は盛んであるものの、特別教室の利用はそれほど多くはない。特別教室は校舎内の施設であり、個人情報の保護等セキュリティ面の課題があるため、開放に適した学校自体が多くなく、また施設規模等の面から利用方法や利用人員に制限がある。市では、特別教室の開放を進めるため、セキュリティ対策を実施する等、計画的に施設の条件整備を行っている。しかし、特別教室の利用については、開放校数は年々増加しているものの、現状ではすべての学校において開放されているわけではないこと及び学校事情により開放されている施設の種類（音楽室、家庭科室等）が異なること等の理由により、地域住民の認知度が未だ乏しいのが現状であると思われる。したがって、特別教室の開放事業は、その具体的な活用方法を提案することも含め、より強力に周知していくことが必要である。

（2）全体的な利用者数・利用機会の増加（監査意見）（報告書 190 頁）

平成 20 年度の学校別の利用者数を見ると、延べ 7 万人以上利用されている学校から、5 千人程度の利用にとどまる学校まで様々である。1 校当たりの平均は 1 万 4 千人程度である。利用の盛んな学校においては、総合型地域スポーツクラブによって運営されていることもある。また、地域住民によって組織される運営委員会が精力的に利用調整を行い、利用数を増加させている例も見られる。利用のそれほど盛んでない学校の運営委員会についても、このような好例を周知する等して、より一層の開放利用の推進に取り組んでもらうことが考えられる。

（3）文化系団体の利用者促進（監査意見）（報告書 191 頁）

学校施設利用者は年間 200 万人以上にのぼっているが、現状では、活動内容別に分析すると利用団体に偏りがあるという実態がある。平成 20 年度における登録団体を活動内容別には、スポーツ系及び軽運動等の運動系団体が多くを占め（78%）、文化系活動団体の登録数は、その他を合わせても全体の 13%にとどまっている。これは、主に文化系団体に利用されることが多い特別教室の開放数がこれまで少なかったことも一因であるが、もっぱらこれまでの施設利用が、校庭と体育館を中心にスポーツ系団体によってなされてきたことが大きな要因であると考えます。今後、すべての小中学校において特別教室の開放を目指しているため、文化系団体の利用を促進させる方策を検討し、既存のスポーツ系団体以外の新たな利用層にアピールしていくような試みが、施設開放を充実させ利用の質を高めるといふ点で有用であると考えます。

(4) 利用機会の公平性の確保（監査意見）（報告書 192 頁）

今後、施設利用者が増加するにつれて、限られた施設のなかで利用機会の公平性を確保していくことが重要な課題になってくると想定される。利用者が増加しているなかで公平な利用機会を確保していくためには、運営委員会の努力により利用調整会議の開催回数を増加し、新規利用候補団体への広報を強化するとともに、一部抽選方式の導入や利用上限枠の設定等、特定の団体に偏らない仕組み作りを検討していくことが必要である。

(5) 体育館の電気代に係る受益者負担（監査意見）（報告書 194 頁）

学校施設開放事業に係る経費のうち電気代だけでも、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。利用実態にふさわしいと判断する方法をもって、学校施設開放事業において掛かっている経費の金額及び負担を求めるコストを明らかにし、徴収経費等とのバランスを見極めながら、体育館電気代を収受するという受益者負担の是非を検討していく必要があると考える。

(6) 施設開放事業の今後のあり方（監査意見）（報告書 196 頁）

市において、施設開放事業が年々拡大し、利用者が増大している。それに伴い、利用機会の確保や経費負担等の課題もまたクローズアップされているなかで、校庭や体育館のキャパシティは上限に近づきつつあるという現状がある。単純に利用者を増やせば良いという時期はいずれ終焉を迎え、より利用しやすいサービス及び満足度の高いサービスが求められてくる。それは「量より質」への転換である。その転換を成功させるか否かの重要な役割を果たすのは、各地域の運営委員会、ひいては地域住民である。模範的な取組みを参考にしつつ、それぞれの特色を発揮することが必要と考える。何よりも、地域住民の積極的な運営を望まれるところである。学校教育に支障のない範囲で、各学校や地域の実情に応じて学校施設の有効活用が更に促進されることを期待する。

第3 外部監査の総括的意見（報告書 197 頁）

1. 財産管理の適切性

（1）公有財産台帳の情報の正確性について

財産管理の適切性について、本年度の監査では、まずは市の一般会計における公有財産（不動産）が、関連する法令及び条例並びに規則等に従い、適切に取得、管理、処分及び貸付されているかについて検証した。

その結果、平成 20 年度を中心に公有財産の取得、処分及び貸付について、一定の基準により抽出した取引に関しては、合規性につき特に指摘すべき事項はなかった。

しかし、公有財産の管理については、係留施設（工作物）に関して、6 件で合計 25 億 34 百万円の公有財産台帳への記載漏れが検出された。係留施設については、港湾法において港湾台帳の整備が規定されており、実質的には港湾台帳によって施設管理を実施していたという側面も見受けられるが、他方、財産条例及び規則に基づく財産管理という側面においては、公有財産台帳に記載漏れがある以上、不十分であるといわざるを得ない。

かかる記載漏れの再発を防止し、公有財産台帳における実在性及び網羅性等を確保するためには、定期的な実査の実施や工作物に係る管理単位のあり方、更には公有財産台帳の管理責任部局（財政局）と現物財産の管理責任部局（所管局）との連携強化を検討する必要がある。

（2）公有財産台帳の今後のあり方について

次いで、公有財産台帳及び新地方公会計制度における固定資産台帳の今後のあり方について検討した。

公有財産台帳は、新地方公会計制度の下で作成されることになる貸借対照表における固定資産を把握する上でも、また市有財産を有効に活用し、市民の財産がどのように活用されているかを市民へ開示する上でも、極めて重要な基礎情報となる。

アセットマネジメントの考え方を導入し、全庁的・部局横断的に市有財産の有効活用を図る等のためには、現在の公有財産台帳に記載されている以外の必要な情報、例えば、施設に関しては利用状況や修繕維持の必要性等の情報を、収集及びデータベース化すべきと考えられる。

また、公有財産台帳と固定資産台帳との整合については、ふたつの台帳を別個に作成するのではなく、公有財産台帳の既存のデータを拡充する形で固定資産台帳を整備することが、効果的かつ効率的であると考えられる。

2. 公有財産の安全性

（1）耐震対策について

公有財産の安全性について、本年度の監査では、まずは耐震対策により安全が図られているか

について検証した。

その結果、限られた予算の範囲内で耐震対策の優先度を定め、耐震計画の策定及び耐震工事の実施が着実になされており、重要な問題点は認められなかった。

しかし、現場視察を実施した市役所本庁舎・第二庁舎及び幸区役所庁舎に係る緊急耐震補強工事は応急措置的な対応に止まっており、耐震性に全く問題がないわけではないため、各施設の状況に応じて、さらなる耐震補強工事の実施又は建替えが必要とされる。

市には、今後も現在の耐震計画に基づく着実な耐震工事の実施により、早期に施設の耐震化を完了させることを期待する。

(2) 施設利用の安全性について

次いで、施設を利用するに当たり安全性に問題ないかについて検証した。

その結果、例えば、東扇島西公園及びちどり公園において、現場視察時に、立入禁止の危険な場所に釣り人がいる様子等が目撃された。

市民が施設を利用するに当たっては、市は施設の管理者として、安全への配慮が極めて重要である。したがって、市民が利用する施設の安全性について早急に再点検し、安全対策を講ずる必要があると考える。

3. 公有財産の長寿命化

(1) ライフサイクルコストの縮減を意図した修繕計画について

公有財産の長寿命化について、本年度の監査では、修繕費の実績や修繕計画の策定につき検証するとともに、施設の老朽化の現況を現場視察により調査した。

その結果、現場視察した施設における修繕工事の実績は、年度の予算の枠内において事後保全的に実施されてはいるものの、予防保全的な修繕計画は策定されていないと判断された。

予防保全的な修繕を計画的に行うことで、修繕コストの平準化が図られ、更には施設の長寿命化に繋がるとされている。そして、施設を長寿命化させていくことが、ライフサイクルコストの縮減に繋がることになる。

したがって、今後は、限られた財源であるからこそ、各施設について中長期的な視点によりライフサイクルコストの縮減を意図した修繕計画を、関係部局が連携して策定していく必要があると考える。

(2) 行政需要の高い公有財産の長寿命化対策について

老朽化した施設をすべて修繕又は更新することは、厳しい財政状況の下では不可能である。したがって、施設の修繕又は更新については、今まで以上に予算のメリハリをつける必要があると考える。すなわち、従来のような「アレも、コレも」という要求をすべて満たすことはできないため、「アレか、コレか」について全庁的な調整が必要である。

具体的には、現在及び将来の行政ニーズ等に応えた施設であるかについて、慎重に検討することが必要と考える。つまり、造ってしまったから維持管理のために多額の税金を投入するというのではなく、長寿命化の必要が低い施設については、限りある財源を考慮した適切な修繕計画を策定すべきである。また、限られた財源の下では、そのような施設の存続について、これまで以上に踏み込んだ検討が必要となる場合もある。

一方、現在及び将来の行政ニーズ等に応えるために施設の長寿命化の必要が極めて高い施設については、施設の行政ニーズ等が高いことを市民に説明した上で、優先的に長寿命化対策を行うべきであると考ええる。

例えば、北部斎苑の火葬設備については、老朽化が進行しているため修繕費が嵩むとともに、故障発生による業務への大きな影響を危惧しつつ設備を運用しているという状況であるが、現在及び将来の火葬需要を勘案すれば、火葬設備の更新は極めて緊急性が高いといえる。施設の行政需要が高いことを周辺住民に十分説明し、限られた財源を、優先的に長寿命化対策に投入すべきであると考ええる。

4. 公有財産の有効活用

(1) 市民へ情報開示した上での公有財産の有効活用について

公有財産の有効性について、本年度の監査では、行政目的等に応じて支出の経済性及び効率性ととともに、有効活用が図られているかについて検証した。

その結果、公有財産の利用者数という量的問題から、利用内容という質的問題へと課題が深化している学校の施設開放のような施設がある一方で、周辺環境の変化等により利用者数が減少し、維持管理も行き届かなくなってしまうちどり公園や、開設当初の利用者数等の目標と実績とが大きく乖離し、今後の施設のあり方について抜本的に検討する必要がある港湾振興会館のような施設まで見受けられた。

市では、「新行財政改革プラン」に基づき、「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定しているが、目標達成のために設定した4つの柱のうち、地域ニーズや市民との協働等に配慮した活用を推進すること及び資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出すことについては、その成果を十分発揮できていない面もあると思われる。

したがって、市有財産の状況について、利用状況（利用者数や稼働率等）、収支状況・行政コスト及び管理体制等の情報を市民に開示した上で、今後も維持管理費として多額の税金を投入する必要がある施設であるか、必要があるならばどのような有効活用方法があるかについて検討していく必要がある。そして、施設の有効活用については、これまで以上に、民間のアイデアやノウハウ等を利用することを考えるべきである。

また、学校開放のような事業については、地域住民のより積極的な参加を求めていくべきと考える。

5. 受益者負担の妥当性

(1) 市民へ情報開示した上での受益者負担について

受益者負担の妥当性について、本年度の監査では、学校開放に関しては特定の個人又は団体だけに利用されていないかについて検証するとともに、当該受益に係るコストを検証した上で、あらためて施設の利用料すなわち受益者負担のあり方を検討した。

現場視察した施設については、緑ヶ丘霊園の墓地管理料、霊堂使用料等、斎苑の火葬料、式場使用料等及び学校施設の体育館電気代に関して、当該受益に係るコストを再検証するとともに、港湾振興会館のテニスコートの利用料についても検討した。

その結果、現行の上記利用料の算定根拠については、主にコストの把握に問題があると認められたため、利用料金の改定につき検討の余地があると考えた。

利用料金の改定については、市の財政が悪化したため利用者の負担率又は負担額を上げるという考え方や、他の周辺近隣施設と比較して利用料金に乖離があるため均衡させるという考え方や、また当初計画時よりも多額なコストが掛かることが判明したため上げるという考え方も、当然あり得る。

しかし、どの程度の受益者負担を求めるかは、本来は当該受益に係るコストを適切に算定し、その情報を開示した上で、市民の合意の下、施設の公共性及び公益性や非受益者との公平性及び公正性を前提に決められるべきである。

施設の利用者は、受益者負担が少ない方が良いと考えるのは当然であるが、受益者が負担する以外のコストは、他の市民が負担していることも考慮すべきである。

したがって、まず施設の維持管理コストの一層の削減に努めることは当然であるが、その上で施設の各事業に係るコストを的確に把握して市民に情報開示を行うとともに、施設の公共性及び公益性や非受益者との公平性及び公正性を考慮して、利用料金を改定すべきであると考えます。

以上